

巻頭発言

建設技術者・技能者に十分な対価を

日本大学 生産工学部 教授 木下 誠也



わが国では建設技術者・技能者に十分な対価が支払われているだろうか？ 担い手を確保し生産性を向上する鍵は、適正な対価を保証する社会構造と制度を確立することではないだろうか。

9月に発表された民間給与実態統計調査によると、建設業就業者が2014年に得た平均給与は460万円で前年を44万円上回り2年連続で増加した。しかし、製造業を31万円上回ったピーク時1994年の465万円には及ばない。建設業は1997年以降常に製造業を下回っており、2014年でも製造業の488万円に届いていない。わが国では、バブル崩壊以降建設投資額の縮小とともに、建設業就業者数が減っただけなく、賃金が大幅に低下した。

米国の建設投資額は、2007年リーマンショックにより5年連続して減少したが、2011年を底に2014年には20年前の1.8倍を超えるまで増加した。建設業就業者数は投資額の増減に伴って上下したが、賃金は増加し続け、リーマンショックによる建設投資減少期であっても年3～4%で増え続けた。2014年の建設技術者の平均年収は900～1,000万円、技能労働者は700万円程度である。これは製造業就業者を上回り、全業種平均の570万円を大きく超える水準である。

米国とは異なり日本の建設業就業者の賃金が建設市場の縮小期に減少し続けたのはなぜだろうか？

わが国では、建設市場が縮小すると、建設業者は無理な低価格で受注する傾向がある。上流から下流へと価格が決定され下請にしわ寄せが行きがちである。このため労務者の賃金が削られたり、不払いになるなどの問題が生じやすい。切り下げられた賃金が実勢価格となり、公共工事の場合は

これが予定価格算定の元となる。そして、会計法、地方自治法等により予定価格を上限として入札が行われて落札価格は年々低下するデフレスパイアルとなる。

建設技術者・技能者に十分な対価を保証するためには、建設投資の減少期においても建設業者が適正な利潤を確保することが必要である。すなわち、有能な技術者・技能者を育成・活用し、ICTなど新技術を活用して労働者一人当たりの付加価値を高めなければならない。

わが国では2013年から予定価格の算定に用いられる設計労務単価が政策的に引き上げられた。2014年の公共工事品質確保促進法の改正では、企業の適正利潤の確保や経済社会情勢の変化を考慮して予定価格を設定すべきとされた。

こうした取り組みにより予定価格の上限拘束による支障は軽減されるが、公正な競争を通じて落札価格が適正なものとなるには、元請業者の応札価格が、所定の賃金を保障し、適正な下請価格に基づいて決められなければならない。

外国のように下流から上流へと決まる価格決定構造とするには、賃金決定の仕組みや、元下間の商慣習の見直しも必要になる。公共工事の契約において労務賃金や下請への支払いについて発注者が関与することも一つの方策と思われる。

発注者側と受注者側の双方の意識改革により価格決定構造を転換するとともに、会計法、地方自治法等の入札契約制度の抜本見直しが欠かせない。建設技術者・技能者に適正な対価が支払われ、担い手の確保と建設工事の生産性向上が実現することを期待したい。